3 国務大臣の報告

(1) 平成13年度決算の概要についての報告

財務大臣　　塩川 正十郎 君　　平成15年2月21日

平成13年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書、政府関係機関決算書、国の債権の現在額総報告並びに物品増減及び現在額総報告につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成13年度の一般会計の決算については、歳入の決算額は86兆9,030億円余であります。なお、この歳入の決算額には決算調整資金からの組入額５億円余が含まれておりますが、これは、決算調整資金に関する法律第７条第１項の規定により、平成13年度において予見し難い租税収入の減少等により生ずることとなった一般会計の歳入歳出の決算上不足を補てんするためのものであります。

他方、歳出の決算額は84兆8,111億円余であり、差引き２兆919億円余の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第41条の規定により、既に平成14年度の一般会計の歳入に繰り入れております。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額86兆3,525億円余に比べまして5,504億円余の増加となります。この増加額には前年度剰余金受入れが予算額に比べて増加した額３兆5,560億円余が含まれておりますので、これを差引きいたしますと、歳入の純減少額は３兆55億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額86兆3,525億円余に平成12年度からの繰越額３兆5,550億円余を加えました歳出予算現額89兆9,075億円余に対しまして、支出済歳出額は84兆8,111億円余であり、その差額は５兆964億円余となります。このうち、平成14年度への繰越額は４兆1,551億円余であり、不用額は9,412億円余となっております。

なお、歳出のうち、予備費につきましては、その予算額は2,500億円であり、その使用額は1,247億円余であります。

次に、平成13年度の特別会計の決算でありますが、これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算のとおりでございます。

なお、歳入歳出決算に添付されている国の債務に関する計算書による債務額につきましては、平成13年度末における債務額は677兆6,574億円余であります。このうち、公債につきましては、平成13年度末における債務額は448兆2,534億円余であります。

次に、平成13年度における国税収納金整理資金の受入れ及び支払については、同資金への収納済額は56兆8,201億円余であり、一般会計の歳入への組入額等は56兆1,073億円余であります。

次に、平成13年度の政府関係機関の決算でありますが、その内容につきましては、それぞれの決算書のとおりでございます。

次に、国の債権の現在額につきましては、平成13年度末における国の債権の総額は336兆8,333億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額につきましては、平成13年度末における物品の総額は13兆

8,971億円余であります。

以上が平成13年度の一般会計歳入歳出決算等の概要であります。

(2) 平成15年度地方財政計画についての報告

総務大臣　　片山 虎之助 君　　平成15年3月14日

平成15年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

平成15年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制に努める一方、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子高齢化対策など当面の重要政策課題に適切に対処し、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本としております。

また、通常収支における地方財源不足見込額については、平成13年度における制度改正を踏まえ、交付税特別会計における借入金を廃止し、国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については一般会計からの加算により、地方負担分については特例地方債の発行により補てんすることにより、地方財政の運営上支障が生じないよう措置するとともに、減税等に伴う影響額についても所要の財源を確保する措置を講ずることとしております。

以上の方針の下に、平成15年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は86兆2,107億円、前年度に比べ1兆3,559億円、1.5%の減となっております。

(3) イラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告

内閣総理大臣　小泉　純一郎 君　　**平成15年3月20日**

イラク問題についての政府の基本的な考え方を明らかにし、皆様の御理解と御協力を得たいと思います。

数時間前、米国を始めとする国々は、イラクが国際社会の平和と安全に与えている脅威を取り除くための最後の手段として、イラクに対する武力行使を開始しました。

イラクは、昨年11月に全会一致で採択された国連安保理決議1441によって、国際社会から大量破壊兵器を廃棄するための最後の機会を与えられました。私は、イラクへの総理特使の派遣を含め、イラクが直ちに国連査察団に対して無条件かつ積極的に協力することによって平和への道を選ぶよう、繰り返し呼び掛けてきました。国際社会も、一致して、イラクの全面的協力を強く求めてきました。平和へのかぎはイラクだけが握っているのが明らかだからです。しかし、大変残念なことに、イラクは国際社会の真摯な努力にこたえず、自ら平和への道を閉ざしてきました。

サダム・フセインは、これまで、隣国に対しても、また、驚くべきことに、イラク国民自身に対しても、違法で残酷な化学兵器を使用したことがあります。イラクは、今から13年前、突然クウェートを侵略し、併合を宣言しました。国際社会は、イラクの国際法を無視した蛮行を厳しく糾弾し、多数の国々の軍事力によってこれをただしました。停戦に当たって、イラクは、地域の平和と安定を脅かす大量破壊兵器を廃棄することを約束しました。この約束は、完全に実行され、イラクが大量破壊兵器をすべて廃棄したことが確認されなければなりません。それができて初めて、この地域の平和と安全の確保が可能となります。しかし、イラクはこれに応じようとしませんでした。

大量破壊兵器は、大量かつ無差別に市民を殺害し、傷付ける恐ろしい兵器です。私たちは、このような非人道的な兵器が自国民を圧政の下に置く独裁者の手中にあることを真剣に考えなければなりません。特に、一昨年９月11日の同時多発テロ以来、国際社会は、テロリストが核物質や生物兵器、化学兵器を入手した場合の恐怖を強く認識するようになりました。今日の国際社会において、大量破壊兵器の保有の有無は、うやむやに放置しておけるような問題ではないのです。我が国を取り巻くアジア地域も、決してこの問題と無縁ではありません。

イラクは、国際社会に対して、かつて保有し使用した大量破壊兵器を廃棄したのかどうかを十分に説明しませんでした。イラクは、ＶＸガスやマスタードガスのような化学兵器、炭疽菌やボツリヌス菌のような生物兵器など、何億人もの人々を殺傷できる量を保有していたと言われています。しかし、イラクは、このような恐ろしい兵器の行方について必要な説明を行わず、国際社会に対して誠意ある回答を示さなかったのです。

国際社会は、17本にも上る国連安保理決議を採択し、一致してイラクに対する説得に当たってきました。しかし、イラクは12年間にもわたって国連安保理決議への違反を続けてきました。これは、イラクによる国連に対する挑戦であり、国連の権威の侮辱です。このような状況の下で、私は、安保理が一致団結し国際社会の平和と安全に対して責任を果たすべきことをブッシュ米国大統領やシラク・フランス大統領を含む関係国首脳に対して直

接訴えてきました。

最終的に安保理での意見の一致が見られず、安保理が一致団結できなかったことは残念です。しかしながら、何度も何度も平和的解決のための機会を与えられたにもかかわらず、イラクがその機会を一切生かそうとせず安保理決議違反を繰り返してきたことは決して見逃されてはなりません。問題の解決をいつまでも先延ばしにすることは許されないのです。イラクの対応を根本的に変えるための方策も見通しも全く見いだせない以上、武力行使に至ったことはやむを得ないことだと考えます。

今、米国は、このような大量破壊兵器を廃棄する国際的な動きの先頭に立っています。米国は、我が国の掛け替えのない同盟国であり、我が国の平和と安全を守るための貴重な抑止力を提供しています。我が国を取り巻くアジア地域の平和と安全の確保にとっても、米国の役割は不可欠です。そのような米国が国際社会の大義に従って大きな犠牲を払おうとしているとき、我が国が可能な限りの支援を行うことは、我が国の責務であり、当然のことであると考えます。

いかなる場合においても、武力行使を支持することは容易な決断ではありません。戦闘なしに大量破壊兵器が廃棄されることが最善の策であることは言うまでもありません。しかし、それが不可能な状況の下では、我が国としては、国際社会の責任ある一員として、このたびの米国を始めとする国々による行動を支持することが我が国の国家利益にかなうとの結論に達しました。

今般の事態に際し、政府は、直ちに安全保障会議を開催し、緊急性を有する措置に関する対処方針を速やかに決定するとともに、その後の臨時閣議において、事態の推移を見守りつつ検討すべき措置に関する対処方針も併せて決定いたしました。同時に、内閣にイラク問題対策本部を設置し、この対処方針に基づき、政府が一体となって総合的かつ効果的な緊急対策を強力に推進することといたしました。

政府は、イラクとその周辺における邦人の安全確保のために万全の措置を講じてまいります。また、国内重要施設、在日米軍施設、各国公館の警戒警備等、国内における警戒態勢の強化、徹底を図ります。さらに、我が国関係船舶の航行の安全を確保するため所要の措置を講じてまいります。

政府は、原油の安定供給を始め、世界及び我が国の経済システムに混乱が生じないよう、関係国と協調し、状況の変化に対応して適切な措置を講じてまいります。このため、原油等物資の市場動向や供給状態、金融・証券市場の動向を監視します。また、関係諸国等と連携しつつ、必要に応じて、原油の安定供給のための適切な措置を実施します。さらに、外国為替市場の安定化、金融システムの安定の確保、国内の流動性の確保に努めます。

我が国は、このたびの武力行使によって被災民が発生するのに応じて、国際機関やＮＧＯを通じた支援や、周辺国に対する国際平和協力法に基づく自衛隊機等による人道物資の輸送等の支援を含め、緊急人道支援を行います。

我が国は、イラク及びその周辺地域の平和と安定の回復が我が国にとっても重要であるとの認識に立って、このたびの事態に対して積極的な対応を行ってまいります。

我が国は、今後の事態の推移を見守りつつ、次のような措置を検討してまいります。

第１に、このたびの武力行使によって経済的影響を受けるイラク周辺地域に対し、影響を緩和するための支援を行います。第２に、イラクにおける大量破壊兵器等の処理、海上

における遺棄機雷の処理、復旧・復興支援や人道支援等のための所要の措置を講じてまいります。

また、これらの措置とは別に、我が国は、アフガニスタン等におけるテロとの闘いを継続する諸外国の軍隊等に対し、テロ対策特措法に基づく支援を継続、強化します。

私は、戦闘が一刻も早く、しかも国際社会に対するイラクの脅威を取り除く形で終結することを心から望んでいます。同時に、イラクが一日も早く再建され、人々が自由で豊かな社会の中で暮らしていけるよう、イラクの復旧・復興のため我が国ができる限りの支援を行っていく考えであることをここで明らかにしておきたいと思います。

中東地域の平和と安定は、我が国自身の平和と繁栄に直結する重大な問題です。我が国は、イラク及びその周辺地域の平和と安定の回復に寄与することに加え、中東和平問題への真剣な取組を続けていきます。また、悠久の歴史と文明を有するイスラム世界との対話を継続、強化し、幅広い交流と相互理解を進めていきたいと考えます。

私は、以上のような政府の考え方について、国民の皆様の御理解と御協力を心からお願いいたします。

(4) サンクトペテルブルク訪問及び第29回主要国首脳会議出席に関する報告

内閣総理大臣　小泉　純一郎 君　　平成15年６月６日

私は、５月29日から６月４日まで、サンクトペテルブルク建都300周年記念行事及び主要国首脳会議に出席するため、ロシアのサンクトペテルブルク及びフランスのエビアンを訪問しました。

日ロ首脳会談では、平和条約締結問題、エネルギー分野での協力等、幅広い問題について協議を行い、本年１月の私の訪ロの際に合意した日ロ行動計画を今後とも着実に実施していくことが重要であるとの認識で一致いたしました。

胡錦濤国家主席との日中首脳会談では、本年が日中平和友好条約締結25周年であることも踏まえ、両国間の幅広い交流、協力を一層推進していくことを確認し、北朝鮮問題について互いに協力していくことで一致しました。

主要国首脳会議では、世界経済や開発、テロ、大量破壊兵器の拡散、中東和平等の困難な問題について、各国が協力して取り組もうという国際協調の重要性の認識を共有することができました。

世界経済については、成長に向けた強い決意を確認し、私は、構造改革、デフレ対策を含め日本経済の再生に積極的に取り組んでいることを説明しました。また、米国の強いドル政策を歓迎する旨述べました。

開発については、１日目に新興国・途上国との間で有意義な対話を行いました。京都フォーラムでも議論された水問題、ＳＡＲＳを含む感染症対策や違法伐採対策の重要性、科学技術を通じた環境と成長の両立に関する更なる国際協力の必要性や、京都議定書の早期発効の重要性についても訴えました。また、人間の安全保障委員会報告書及び国連小型武器中間会合の重要性についても述べました。

地域情勢については、中東和平の実現に向けたブッシュ大統領の努力に対し、その成功への強い期待が表明されました。イラク復興支援は広範な国際協調の下で進めていく必要があり、我が国の呼び掛けを受けて国連がイラク復興支援に関する国際会議の開催に向けた準備会合を開催する旨発表したことをＧ８として歓迎しました。

北朝鮮について、私は、核問題を始めとする安全保障上の問題や拉致問題等の懸案を包括的に、そして平和的に解決したい旨強調し、各国の理解を得ました。Ｇ８として、北朝鮮に対し、いかなる核兵器計画をも廃棄することを強く求めていくことで一致しました。

また、１日目のアフリカ首脳との対話では、９月に東京で開催する第３回アフリカ開発会議への積極的な参加を要請しました。

私は、今般改めて確認した各国首脳との個人的信頼関係を踏まえ、今後とも、国際政治経済等の各分野において、我が国として主体的、積極的な役割を果たしていきたいと考えます。